

令和2年度山形県飲食業等緊急支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が落ち込んだ飲食業等の経営を支援するため、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し緊急支援給付金（以下「給付金」という。）を交付する。

(交付の相手方)

第2条 給付金の交付を受けることのできる事業者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）で定める中小企業者若しくは小規模企業者、又は個人事業主であること。
- (2) 山形県内に本社又は本店を有する事業者であること。
- (3) 主たる業種が次のいずれかに該当する事業者であること。
 - ア 飲食店（日本標準産業分類に掲げる飲食店をいう。ただし、食品衛生許可証の交付を受けたカラオケボックス業を含む。）
 - イ 運転代行業（令和2年度タクシー・ハイヤー事業維持対策支援金の給付を受けた、又は受ける予定の事業者を除く。）
- (4) 令和2年11月16日以前から前号で規定する事業を行っており、申請時点においてもその事業を行っていること。
- (5) 令和2年10月、11月又は12月（以下「売上比較対象月」という。）の売上が、令和元年同月の売上と比較して3割以上減少していること。ただし、令和元年10月、11月又は12月の売上が自然災害の影響により著しく減少したため、適正な売上比較が困難であると知事が判断した場合は、平成30年同月の売上と比較して3割以上減少していること。なお、令和元年12月2日以降に事業を開始した事業者の売上比較については、知事が別に定める。
- (6) 第3号アに該当する事業者にあつては、売上比較対象月の時点において通常営業で夜9時を超えて営業しており、かつ酒類の提供を行う事業者であること。
- (7) 業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に沿って、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施していること。
- (8) 給付金の受給後も事業を継続すること。
- (9) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
 - エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

- オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、1事業者につき20万円とし、交付は1回限りとする。ただし、売上比較対象月の末日時点において県内で複数の店舗を経営している事業者又は売上比較対象月の末日時点において従業員を6名以上雇用している事業者にあつては、1事業者につき30万円とし、交付は1回限りとする。

(交付申請)

第4条 交付対象者は、給付金の交付を受けようとするときは、令和3年2月26日までに、令和2年度山形県飲食業等緊急支援給付金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、申請書様式で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 令和元年12月2日以降に事業を開始した事業者にあつては、前号の規定によらず、令和3年2月26日までに、令和2年度山形県飲食業等緊急支援給付金交付申請書兼実績報告書(新規創業者用)(様式第2号)に、申請書様式で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定により給付金の交付申請があつたときは、内容を審査し給付金の交付決定及び額の確定又は不交付の決定を行い、交付対象者に通知するものとする。

(給付金の支払い)

第6条 知事は、前条による交付決定及び額の確定を行った場合は、速やかに給付金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 知事は、給付金の交付を受けた者(以下「給付対象者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、給付金の全額を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があつたとき。

(給付金の返還)

第8条 給付対象者は、前条の規定による取消の通知を受けたときは、速やかに給付金を返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第9条 給付対象者は、第4条の交付申請に添付した書類の原本を、給付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間(令和7年度まで)保管しなければならない。

2 知事は、必要と認める場合は、前項に掲げる書類の提出を給付対象者へ求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月18日から施行する。